

中央教育審議会大学分科会  
制度・教育改革ワーキンググループ  
基礎資料

平成29年7月28日

# 基礎資料 目次

1. 大学教育の質保証に係る施策について

2. 大学教育の改革状況について

3. 学生の学修に係る状況について

4. 最近の施策について

(参考)関連する民間取組について

(参考)過去の答申について

# 1. 大学教育の質保証に係る取組について

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

### ○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表  
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

### ○届出制度の導入（学校教育法の改正）

### ○抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）

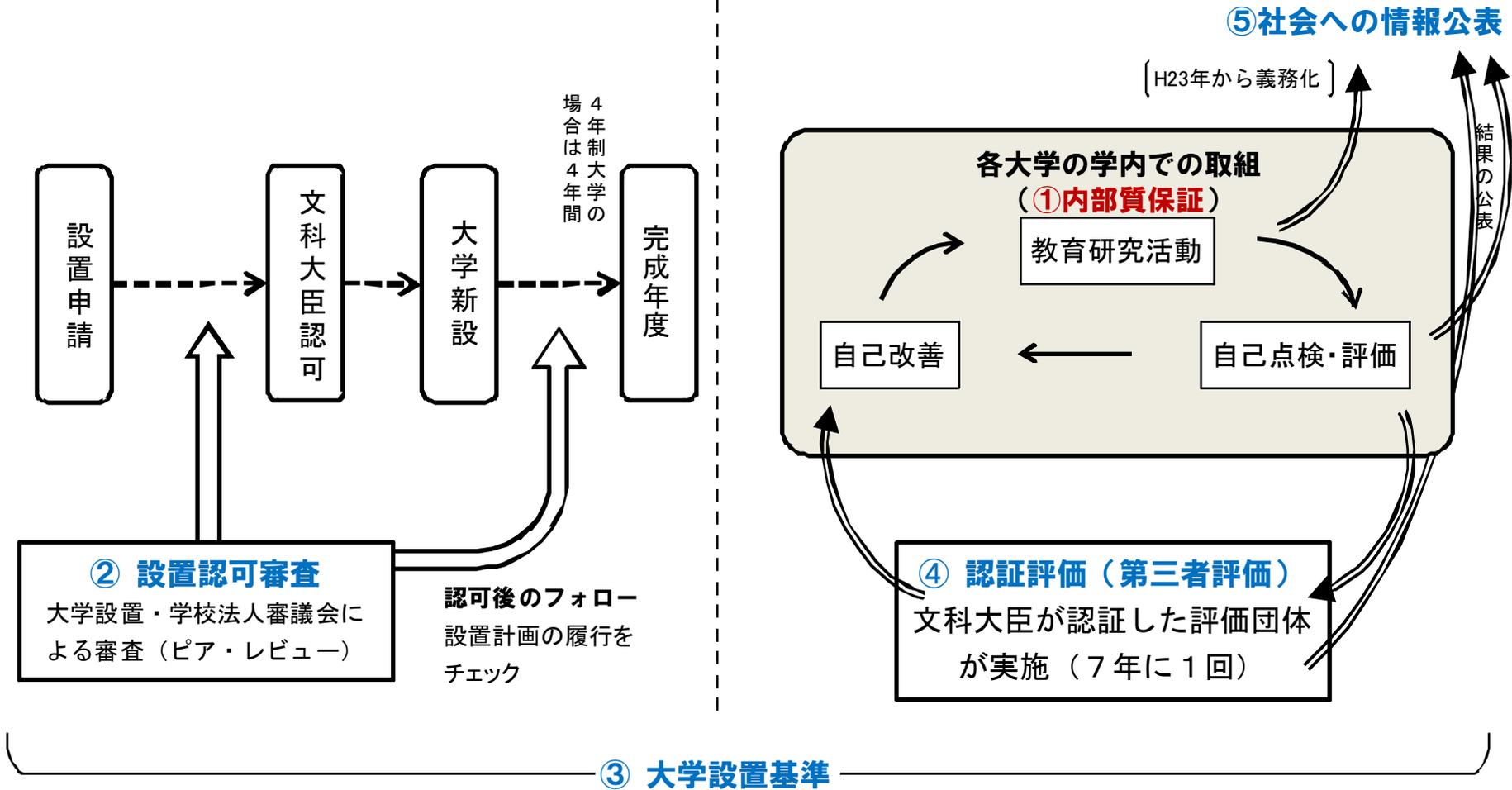
### ○設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】 【情報公表や認証評価制度等による恒常的な質保証】  
 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)



教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

## ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

## ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆収容定員◆

- 収容定員

## ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

## ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

## ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

## ◆共同教育課程に関する特例◆

## ◆国際連携学科に関する特例◆

## ◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

# 大学設置基準について（専任教員）

## 第三章 教員組織

### （専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数とを合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

### 別表1 抜粋

学部の種類	1学科で組織する場合の専任教員数		2以上の学科で組織する場合の1学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320-600	10	200-400	6
教育学・保育学関係	320-600	10	200-400	6
法学関係	400-800	14	400-600	10
経済学関係	400-800	14	400-600	10
社会学・社会福祉学関係	400-800	14	400-600	10
理学関係	200-400	14	160-320	8
工学関係	200-400	14	160-320	8
農学関係	200-400	14	160-320	8
獣医学関係	300-600	28	240-480	16
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)	300-600	28	240-360	16
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。)	200-400	14	160-240	8
家政関係	200-400	10	160-240	6
美術関係	200-400	10	160-240	6
音楽関係	200-400	10	160-240	6
体育関係	200-400	12	160-320	8
保健衛生学関係(看護学関係)	200-400	12	—	—
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	200-400	14	160-320	8

## 設置基準について（校地・校舎面積基準）

### （校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

### （校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又は口の表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

○大学、大学の学部、大学の学部の学科

○大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻

○短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)

②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問

③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)

④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【種類】

### ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価)

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

(7年以内ごと)

### ② 専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価)

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

## 【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、

⑦財務、⑧その他教育研究活動等

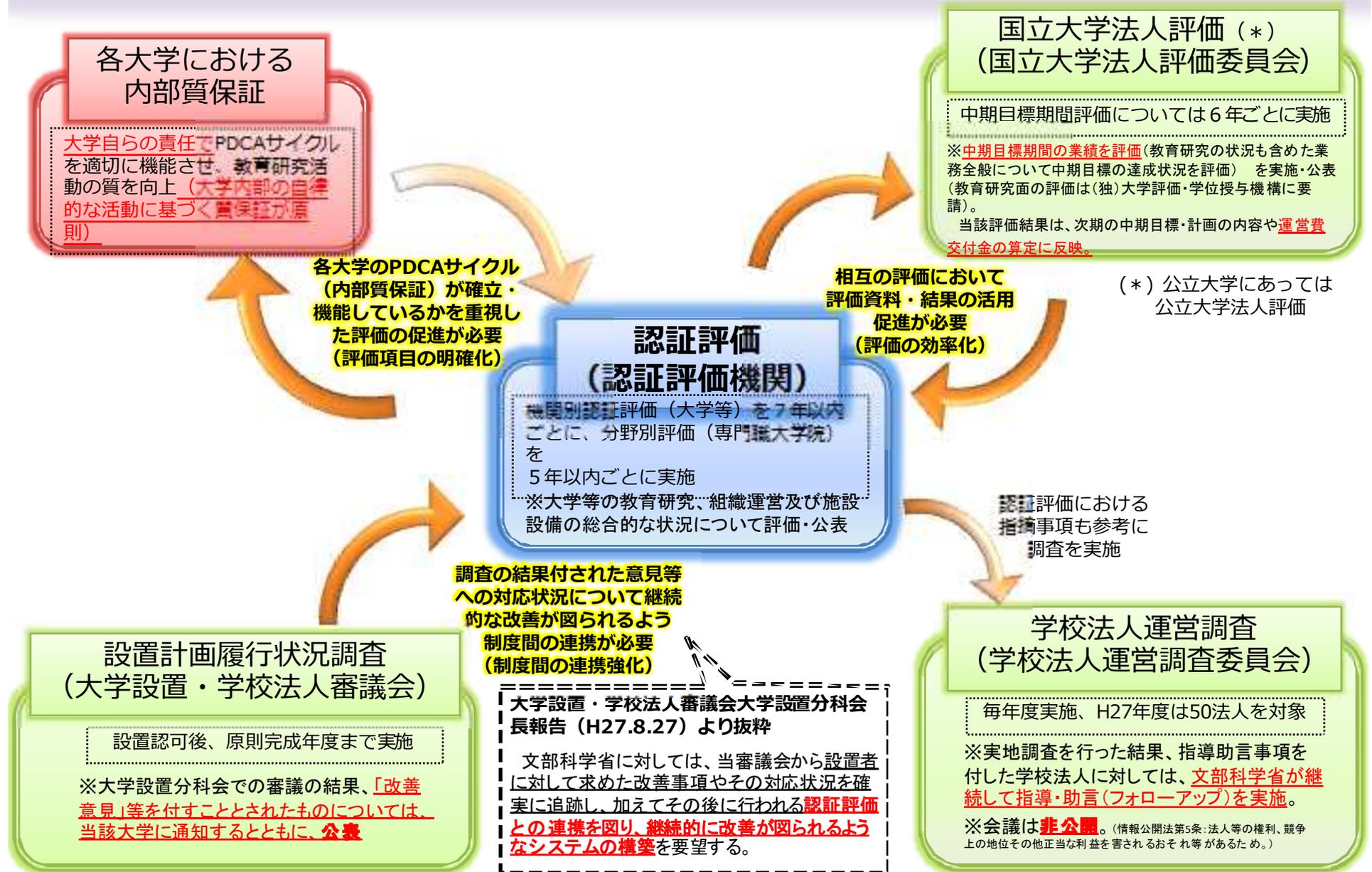
## 【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

## 【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

# 認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



# 大学の情報公開制度等

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公開への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
  - 一～五（略）
  - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - 七・八（略）

# 大学ポートレートの概要

○大学の教育情報を活用・公表するための共通的な仕組み（平成27年3月国公立大学の情報提供開始）

○関係者にわかりやすく大学の教育活動状況を発信

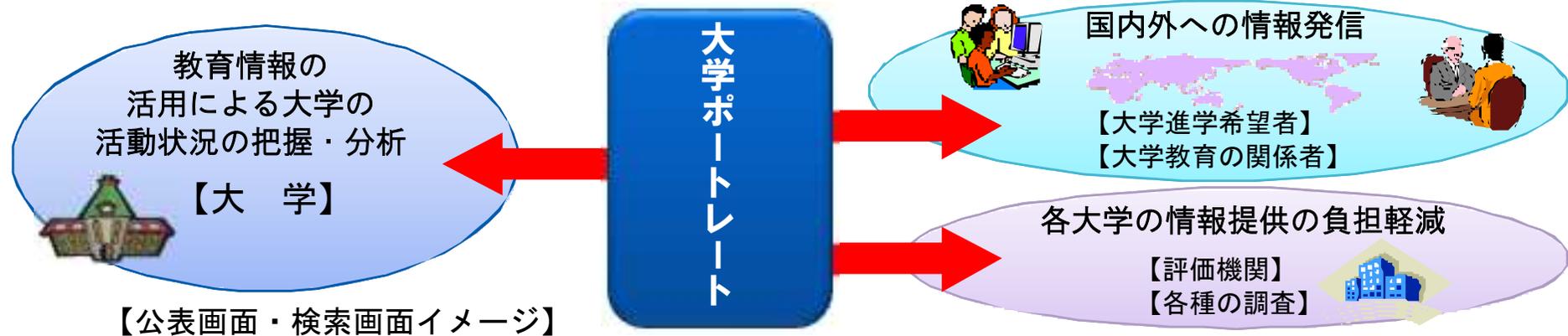
→ 大学の説明責任体制の向上、進学希望者への進路選択支援、国際的信頼性の向上

○大学の活動状況の把握・分析のための教育情報活用

→ 根拠情報に基づく質の向上に向けた取組の加速、評価における情報活用の促進

○共通的な情報の公表を通じた大学による各種調査への対応の負担軽減

→ 大学運営の効率向上



## 学位の分野の名称等について

○昭和31年 ・ 大学設置基準が制定された当初の学士の分野の種類は次の25種類

文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士薬学士、工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、芸術学士、体育学士、衛生看護学士

※その後、以下の変更があり、平成3年には29種類。

- ・ 衛生看護学士が看護学士と保健衛生学士の2種類に分離
- ・ 芸術学士が芸術学士と芸術工学士の2種類に分離
- ・ 鍼灸学士と栄養学士が追加

○平成3年 ・ 学士が称号から学位に  
専攻分野に応じ細分化されていた種類を廃止(博士等の学位も同様)

○平成15年 ・ 専門職学位(修士(専門職)、法務博士(専門職))を新設

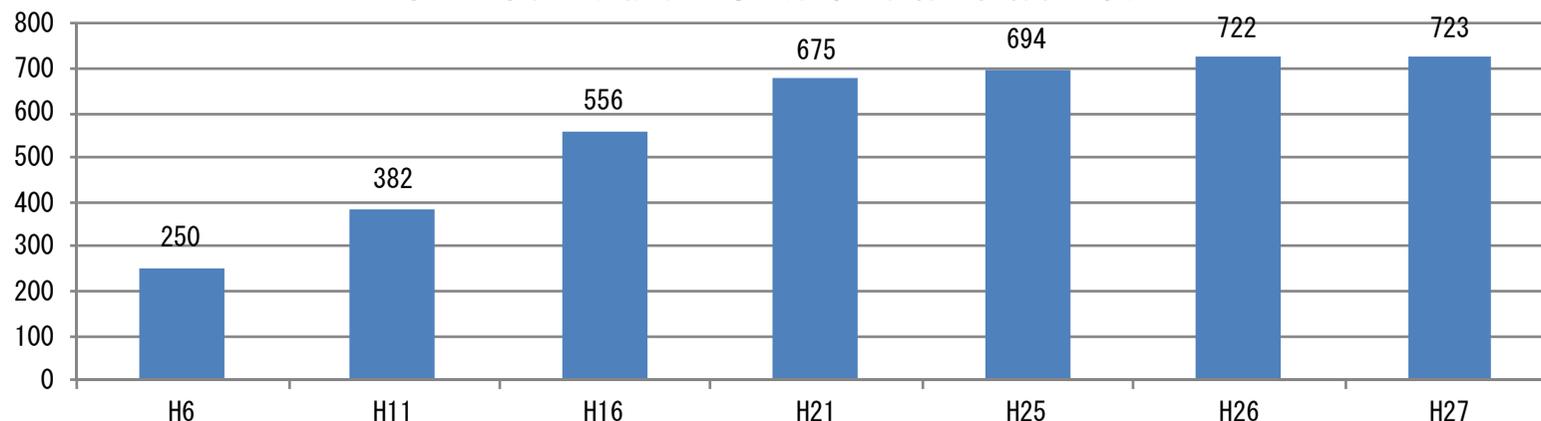
○平成17年 ・ 短期大学士の学位を新設

○平成26年 ・ 日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会報告

※名称表記の改善に関する提案

- ①「〇〇学」にとられない、②組織名との区別、③複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化、④分かりやすく単純で共通性のある表現を

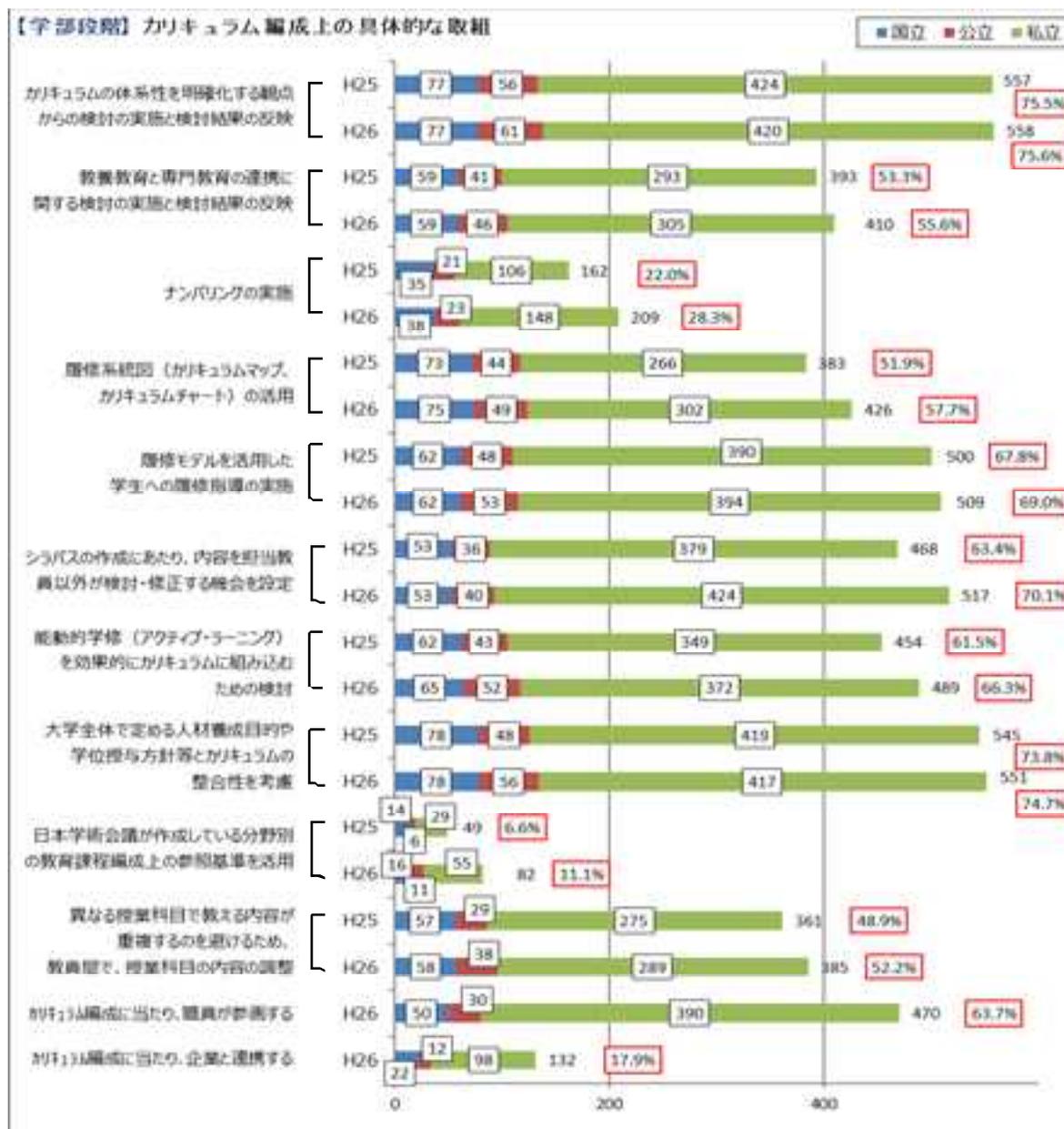
学士の学位に付記する専攻分野の名称の多様性の変化



## 2. 大学教育の改革状況等に関する状況について

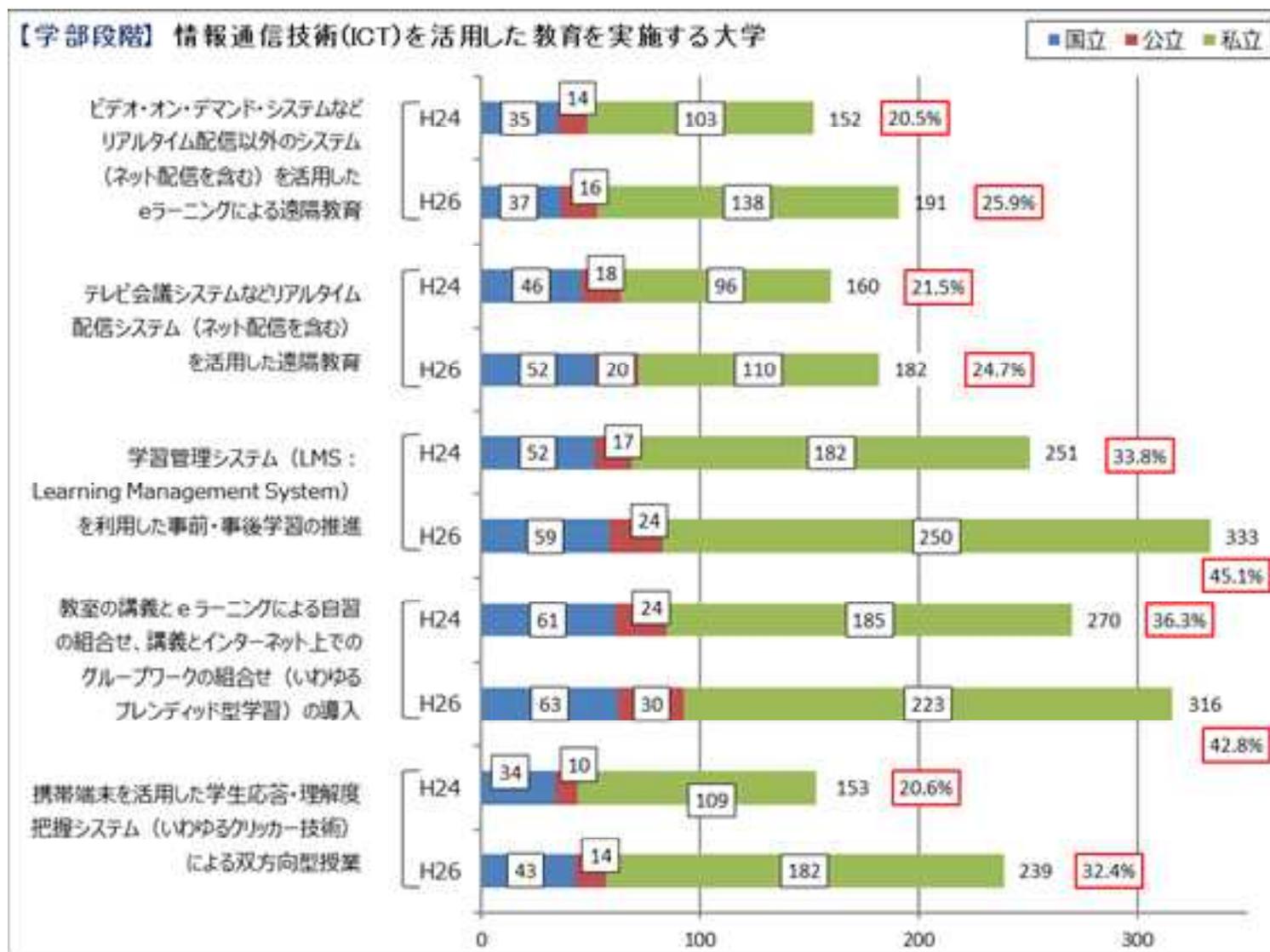
# 大学における教育内容等の改革状況について

○学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮などは割合が高い一方、ナンバリングの実施や、教員間で授業科目の内容の調整を行っている割合は低い状況。



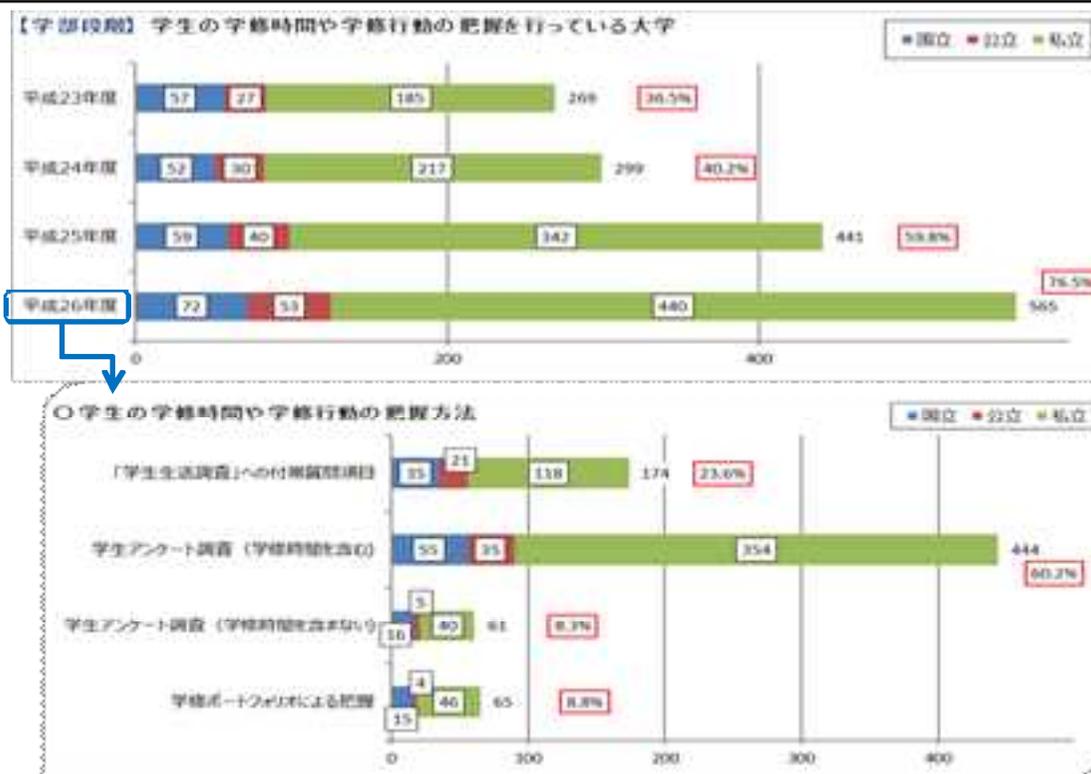
# 大学における教育内容等の改革状況について

○ I C T を活用した教育を実施する大学の割合は高まりつつあるものの、いずれの項目も半数に満たない状況。

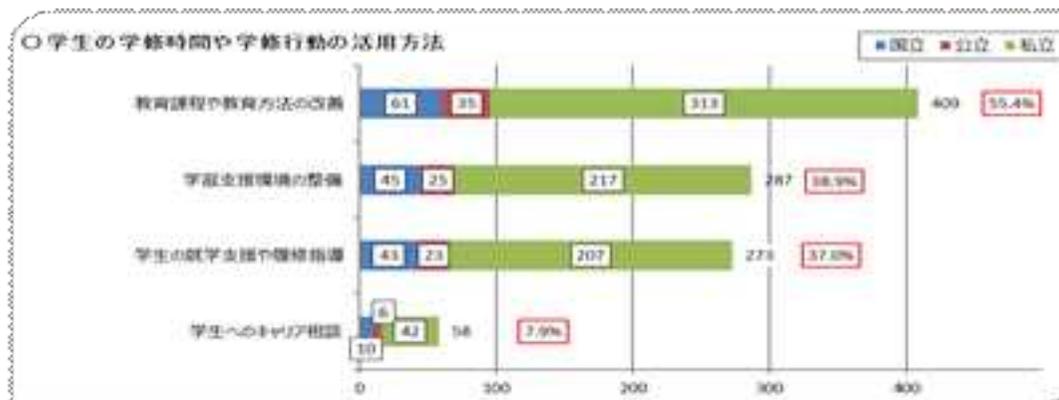


# 大学における教育内容等の改革状況について

○学修時間や学習行動の把握を行っている大学は数年で急激に増加している。



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

# 大学における教育内容等の改革状況について

- 学生の学修成果の把握を行っている大学は半数以下の状況。
- 調査・測定を行っている事項としては、知識・理解や汎用的能力に関する割合がやや高く、課題を解決する能力や態度・志向性、専門的な技術や技能に関する割合等がやや低い状況にある。



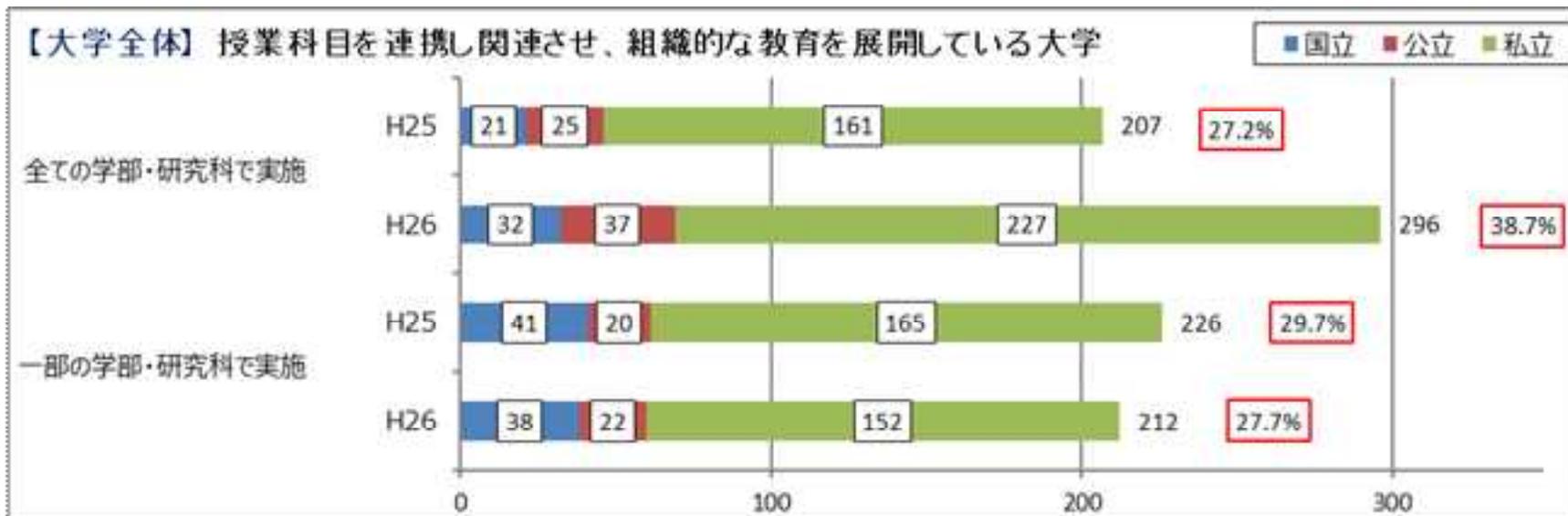
○学修成果として調査・測定を行っている事項



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

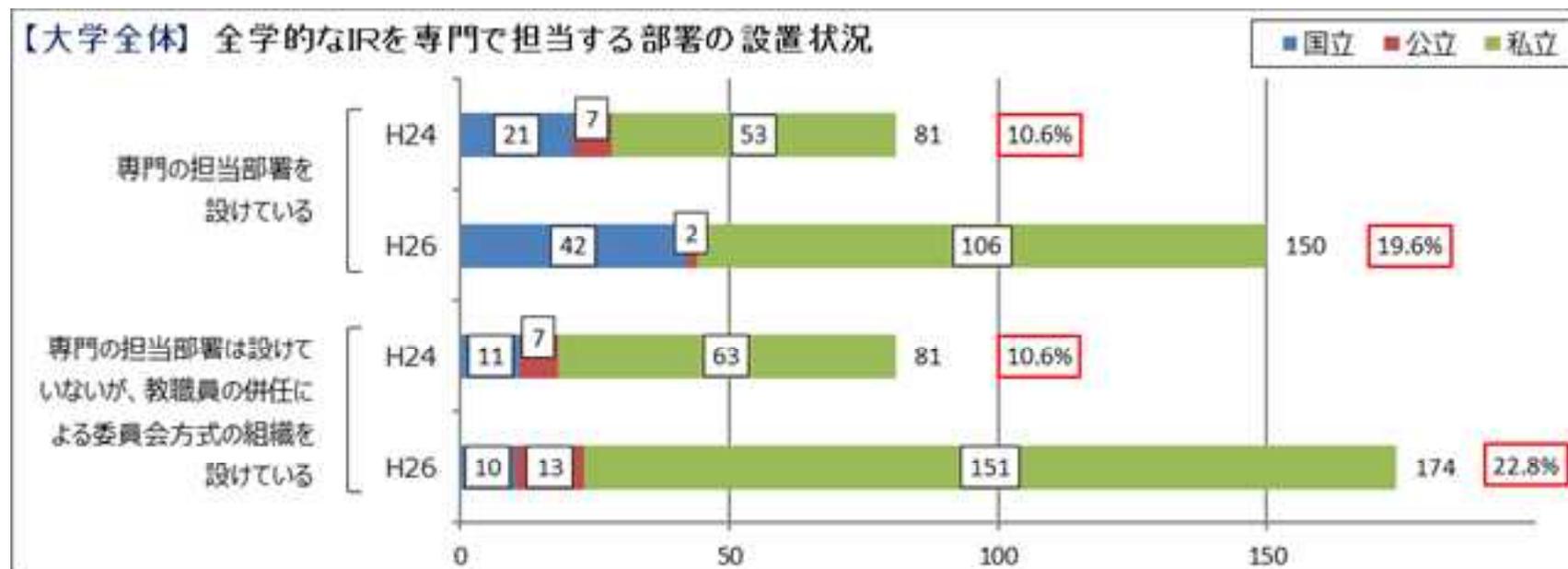
## 大学における教育内容等の改革状況について

○授業科目を連携し、関連させ、組織的な教育を展開している大学は増加しているものの、それらの取組を実施していない大学もまだ多い状況。



## 大学における教育内容等の改革状況について

○ I Rについては、全学的な I Rを専門で担当する部署を設置する大学数が平成24 年と比較して増加しているが、まだ取組が全体的な広まりを見せているとは言えない状況。

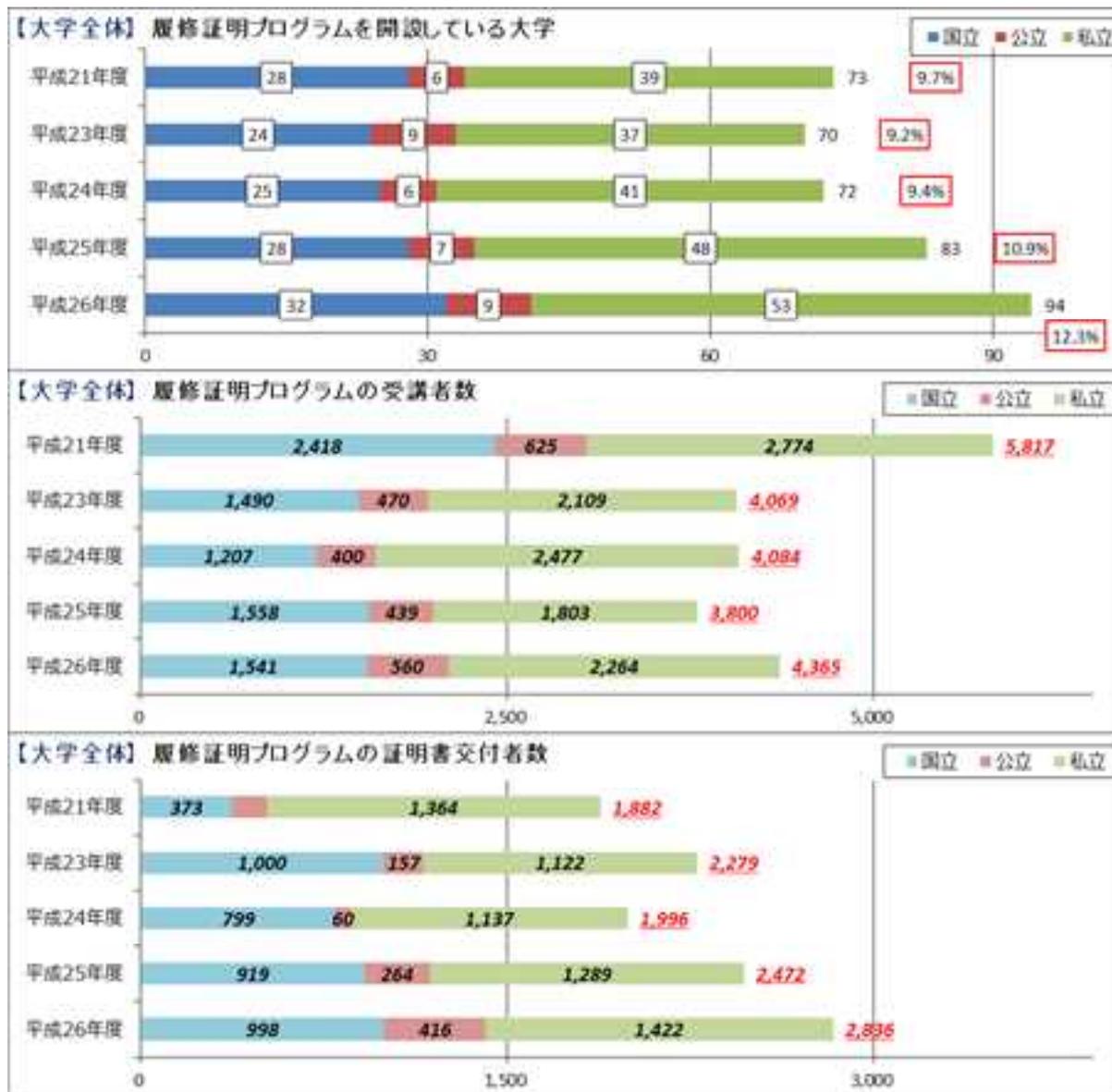


※ I R（インスティトゥーショナル・リサーチ）

大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動といわれており、アメリカでは、I Rを担当する部署で、連邦政府への報告や地域の基準認定に関連した業務、学生の履修登録管理等のデータ収集や分析を行っているとされている。また、我が国でも、複数の大学が連携して共通のデータ収集を行うことによる大学間での相互評価や、学生の状況観測等の取組が行われている。

## 大学における教育内容等の改革状況について

○履修証明プログラムを開設している大学は増加傾向にはあるが、いまだ10%強にとどまっており、証明書交付者数も年間3,000人に達していない状況である。



※履修証明プログラム  
社会人等の学修の機会を拡充するため、120時間以上の特別な課程として編成されるもので、大学は、課程の修了者に証明書を交付することができる。

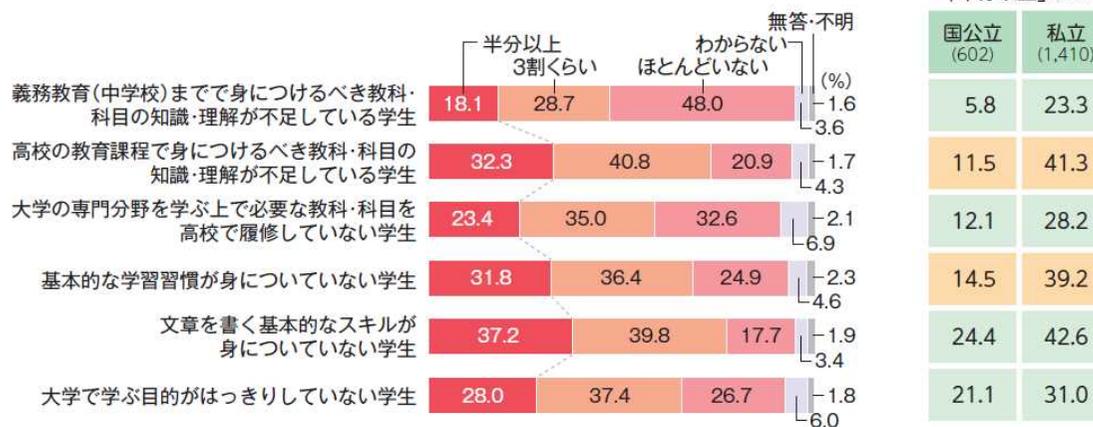
### 3. 学生の学修に係る状況について

# 大学入学者の学力・学習状況に関する関係者の認識

◆ 大学も高校も、学生（生徒）の学力・学習状況について、知識・理解、学習習慣、基本スキル、目的意識のいずれも不足していると認識している。

## 入学者の学力・学習の状況(全体)【大学】

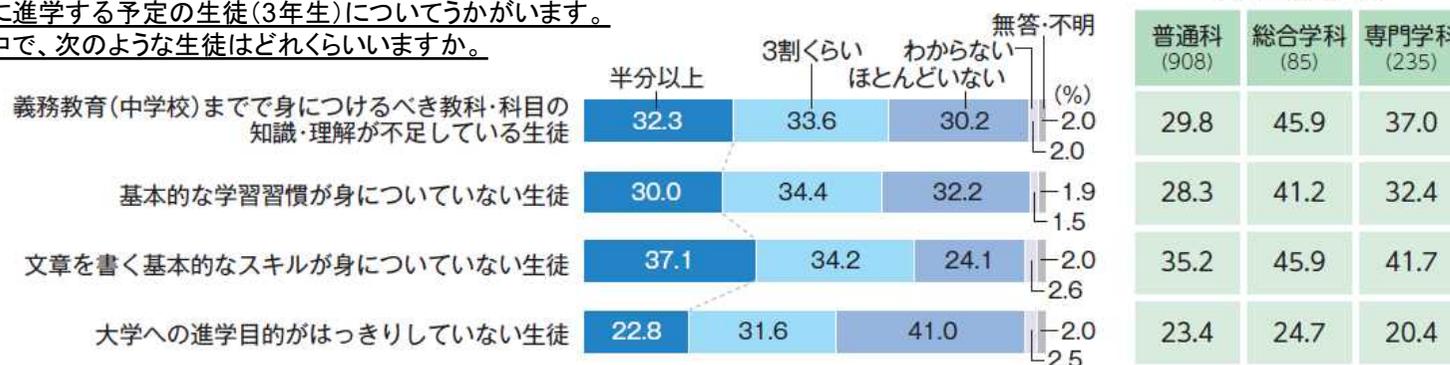
Q: 貴学科の1年生についてお聞きます。貴学科の今年度の1年生で、次のような学生はどれくらいいますか。



注1) 「半分以上」の割合は、「ほとんど全員」「7割くらい」「半分くらい」の合計の値。図1-2も同じ。  
注2) 設置者別の表の黄色は、20ポイント以上の差があるものを表す。

## 四年制大学に進学予定の3年生の学力・学習の状況(全体)【高校】

Q: 貴校から四年制大学に進学する予定の生徒(3年生)についてうかがいます。進学予定の3年生の中で、次のような生徒はどれくらいいますか。



(出典) ベネッセ教育総合研究所「高大接続に関する調査(2013年)」

【調査対象】 ・全国の高等学校の校長 ・全国の大学の学科長	【有効回答数】 ・高校1,228名(配布数2,500通、回収率49.1%) ・大学2,012名(配布数5,060通、回収率39.8%)	【調査時期】 ・2013年11月～12月
-------------------------------------	---	-------------------------

# 大学生の学修時間の状況について①

国立教育政策研究所「大学生の学習実態に関する調査研究」(平成28年3月)

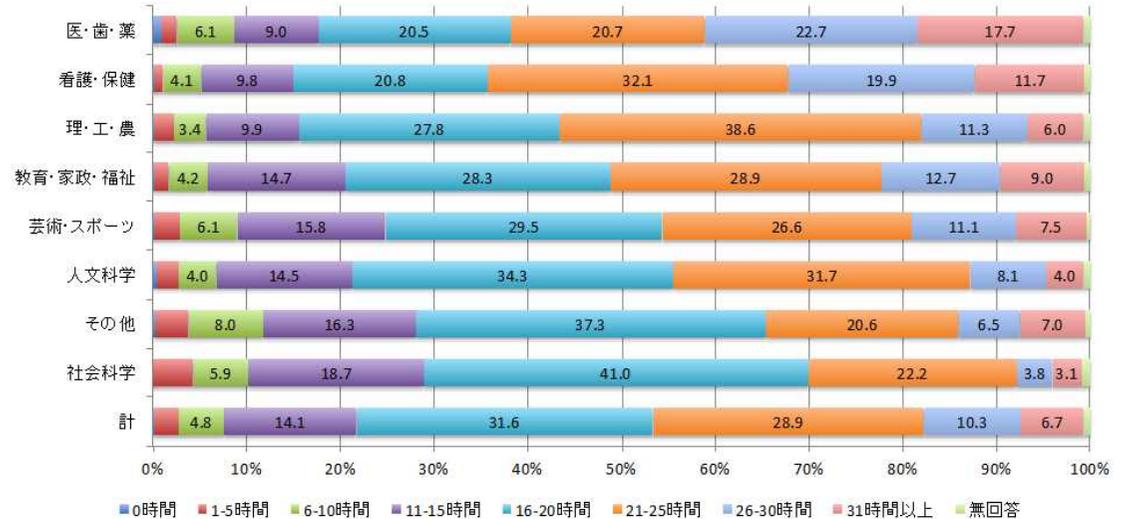
## 授業への出席

○1週間当たりの授業出席時間の平均は約20時間(1年生、2年生)

○専攻分野別では、

- ・「医・歯・薬」、「看護・保健」では6割以上、「理・工・農」、「教育・家政」でも5割以上の学生が週に「21～25時間」以上授業に出席
- ・「社会科学」ではその割合は3割程度

図1 専攻分野別 1週間当たりの授業への出席時間(1・2年生)



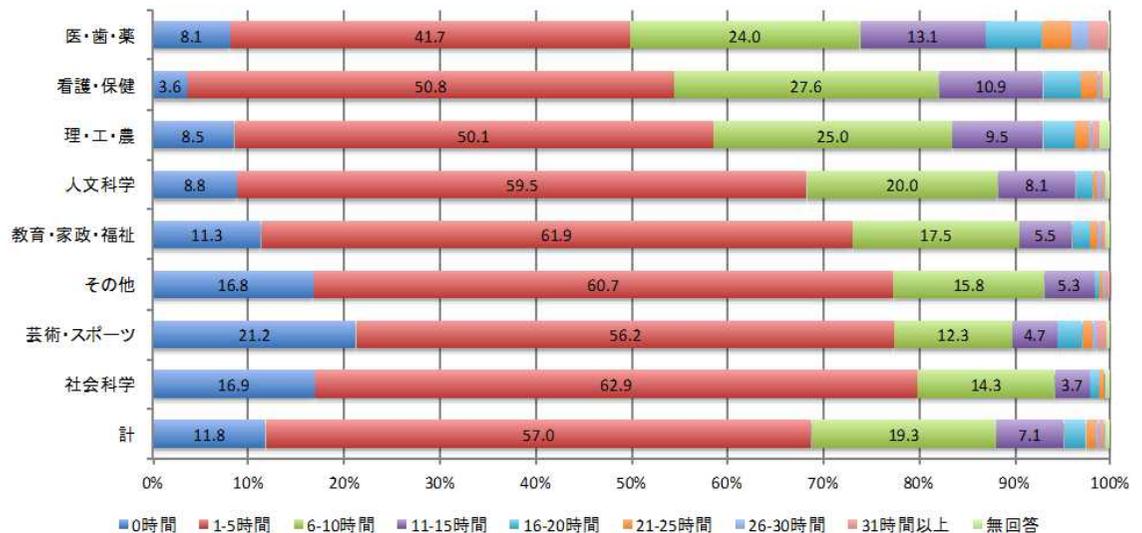
## 授業の予習・復習

○1週間当たりの授業の予習・復習等の時間の平均は約5時間で、授業出席時間の4分の1(1年生、2年生)

○専攻分野別では、

- ・いずれの分野においても最頻値は「1～5時間」(赤色)
- ・授業への出席時間が長い「医・歯・薬」、「看護・保健」においては比較的長い
- ・「社会科学」では週当たりの予習・復習等の時間が「1～5時間」以下の学生が8割

図2 専攻分野別 1週間当たりの授業の予習・復習等の時間(1・2年生)

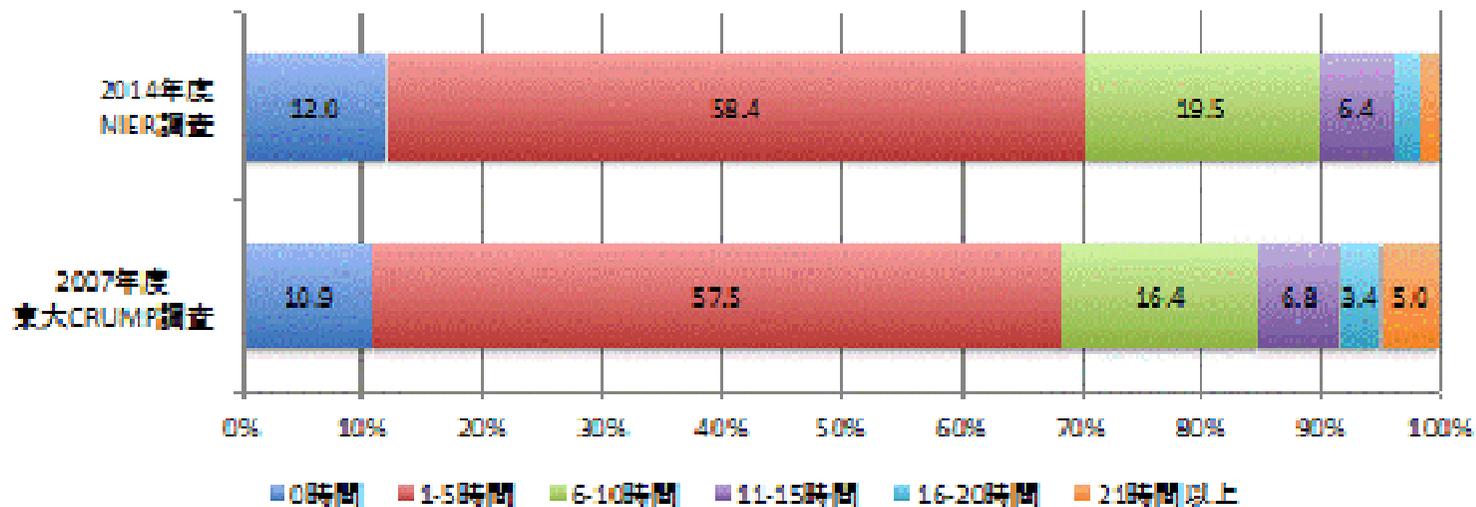


## 大学生の学修時間の状況について②

### (参 考)

- 同様の調査票を用いて2007年度に全国の大学生を対象に東京大学大学経営・政策センターが実施した調査(東大CRUMP調査)の結果(金子元久(2013)『大学教育の再構築—学生を成長させる大学へ』、東京大学出版会、p.39より引用)によれば、1年生の授業に関連した自律的学習時間は「0時間」が10.9%、「1～5時間」が57.5%、「6～10時間」が16.4%であり、今回(2014年度)の結果とほぼ同じ。
- 国立教育政策研究所が実施した調査(NIER調査)と東大CRUMP調査では、調査対象者の抽出方法、調査の実施時期(実施月)が異なるため、**厳密な意味での比較をすることはできないが、この7年間で授業に関連する自律的学習時間が大きく変化したとは言えないと解釈できる。**

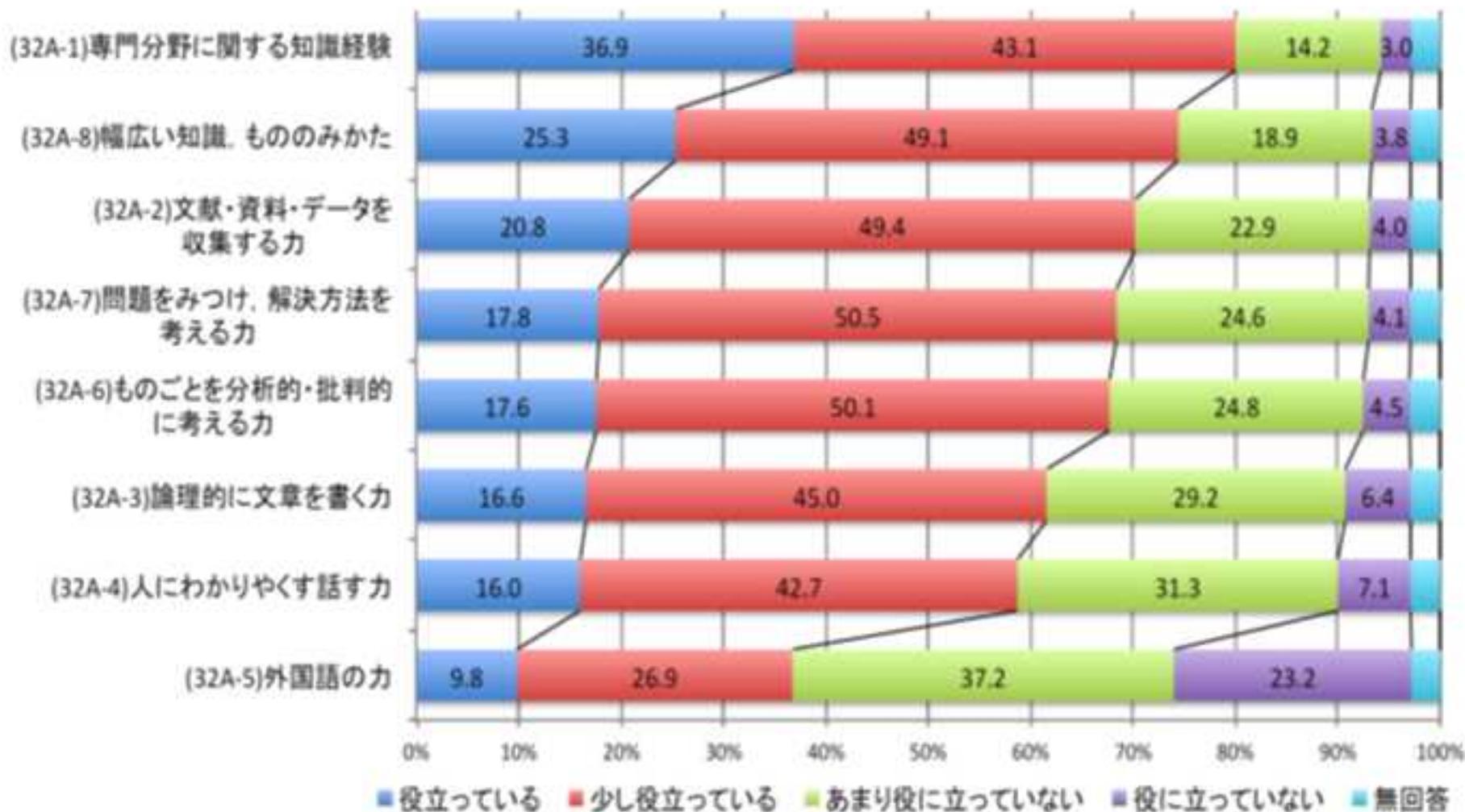
授業に関連した自律的学習時間の変化(2007年度・2014年度)



# 大学生の授業に対する評価

国立教育政策研究所「大学生の学習実態に関する調査研究」(平成28年3月)

- 大学生の授業に対する評価について、肯定的な意見(「役立っている」と「少し役立っている」の合計)の割合が高いが、はっきりと「役立っている」と回答する割合は高くはない状況。
- 外国語の力に関しては、肯定的な意見が4割以下の状況。



## 4. 最近の施策等について

# 「三つの方針」に基づく大学教育改革の実現に向けた省令改正

## 《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実にに向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の  
質的転換

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

#### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

#### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

#### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## 《三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン》（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

### 各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

#### （主な内容）

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、
  - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、
  - ②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

## 認証評価制度の改善について

### 【経緯等】

《背景・課題》

○ 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。

- ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に認証評価制度の改善に向け検討

《平成28年3月18日》中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**」をとりまとめ  
⇒審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

### 【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

① 三つの方針(※)に関すること。

② 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。**

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

## 認証評価制度の改善について②

### ○ 評価の質の向上

#### (1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### (2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

#### (3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(機関別評価)においても、上記省令改正内容について、準用する。

### 【中教審審議まとめを踏まえた取組】

#### ○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取り組む。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など方法の簡略化を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標の積極的な活用、認証評価機関においても定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ・重点評価項目である内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

現在、社会において求められる人材は高度化・多様化しており、大学は待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応えるため、これまで以上に教育内容を充実させ、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要があり、これまでのGP事業等により実施された教育改革に関する実績を踏まえた上で、我が国の高等教育に共通の課題に対して取り組む大学を支援することにより、大学教育の質的転換の加速を促し、大学の人材養成機能の抜本的強化を推進

➡ 高等学校や社会との円滑な接続の下、3つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー))に基づき、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を推進

●: テーマ別幹事校

## テーマⅠ: アクティブ・ラーニング(9件)

学生の能動的な活動を取り入れた教授・学習法の実施により、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る取組(課題解決型学習やディスカッション、グループワーク等の双方向型授業の実施 等)

- 徳島大学
- 徳山大学
- 立正大学
- 京都光華女子大学
- 徳山大学
- 福岡工業大学
- 崇城大学
- 仙台高等専門学校
- 明石工業高等専門学校

## テーマⅡ: 学修成果の可視化(8件)

各種指標を用いて学修成果の可視化を行い、その結果を基に教育内容・方法等の改善を行う取組(学修ポートフォリオの構築、アセスメント・テストの実施 等)

- 横浜国立大学
- 北九州市立大学
- 八戸工業大学
- 東京女子大学
- 新潟工科大学
- 福岡歯科大学
- 富山短期大学
- 阿南工業高等専門学校

## テーマⅠ・テーマⅡ 複合型(21件)

- 宇都宮大学
- 金沢大学
- 山口大学
- 長崎大学
- 大阪府立大学
- 共愛学園前橋国際大学
- 芝浦工業大学
- 玉川大学
- 東京電機大学
- 東京理科大学
- 創価大学
- 産業能率大学
- 金沢工業大学
- 京都外国語大学
- 関西大学
- 関西国際大学
- 比治山大学、比治山大学短期大学部
- 宮崎国際大学
- 京都光華女子大学短期大学部
- 福岡医療短期大学
- 岐阜工業高等専門学校

## テーマⅢ: 入試改革(3件)

志願者の意欲・能力・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を開発・実施する取組(思考のプロセスや発想を重視した課題解決型の入試等の開発 等)

- お茶の水女子大学
- 岡山大学
- 追手門学院大学

## テーマⅢ: 高大接続(5件)

高校関係者と大学関係者との間で互いの教育目標や教育内容、方法について相互理解を図ること等により、高校教育と大学教育の連携を強力に進める取組(アドバンス・ブレイスメントや初年次教育の実施 等)

- 千葉大学
- 東京農工大学
- 愛媛大学
- 三重県立看護大学
- 杏林大学

## テーマⅣ: 長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)(12件)

入学直後等に、1か月以上の長期の「学外学修プログラム」を開発・実施する大学のサポート体制整備を行う取組(学事暦の見直し等による長期インターンシップ、ボランティア、フィールドワークの実施 等)

- 小樽商科大学
- 新潟大学
- 神戸大学
- 福岡女子大学
- 工学院大学
- 津田塾大学
- 文化学園大学
- 武蔵野大学
- 東京工科大学
- 浜松学院大学
- 長崎短期大学
- 宇部工業高等専門学校

## テーマⅤ: 卒業時における質保証の取組の強化(19件)

卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みやその成果をより目に見える形で社会に提示するための効果的な手法等を開発する取組(学位プログラム内で共有できるルーブリックやディプロマ・サプリメントの開発 等)

- 山形大学
- 茨城大学
- 東京外国語大学
- 高知大学
- 鹿屋体育大学
- 大阪市立大学
- 兵庫県立大学
- 千歳科学技術大学
- 東北公益文科大学
- 東日本国際大学
- 東京薬科大学
- 東京都市大学
- 日本福祉大学
- 大阪工業大学
- 日本赤十字九州国際看護大学
- 東海大学短期大学部
- 山梨学院短期大学
- 松本大学松商短期大学部
- 徳山工業高等専門学校

(参考)関連する民間取組について

## THE世界大学ランキング（分野・項目・配点割合）

### 【THE世界大学ランキング世界版と日本版の分野整理の相違点】

#### ●世界版

分野(Pillars)	世界版	アジア版
教育力	30%	25%
研究力	30%	30%
研究の影響力	30%	30%
国際性	7.5%	7.5%
産業界からの収入	2.5%	7.5%

#### ●日本版

分野(Pillars)	日本版
教育リソース	38%
教育満足度	26%
教育成果	20%
国際性	16%

### 【THE世界大学ランキング日本版2017 メソドロジー】

分野(Pillars)	項目(Metrics)	%	
教育リソース Resources	学生一人あたりの資金	10	38
	学生一人あたりの教員数	8	
	教員一人あたりの論文数・被引用回数	7	
	大学合格者の学力	6	
	教員一人あたりの競争的資金獲得数	7	
教育満足度 Engagement	高校教員の評判調査: グローバル人材育成の重視	13	26
	高校教員の評判調査: 入学後の能力伸長	13	
教育成果 Outcomes	企業人事の評判調査	7	20
	研究者の評判調査	13	
国際性 Enviroment	外国人学生比率	8	16
	外国人教員比率	8	

# 「THE世界大学ランキング 日本版 2017」 (総合順位概要)

THE 世界大学ランキング 日本版 2017 【総合順位】(150位までのうち50位まで抜粋)

順位	大学名	総合 Overall	教育リソース Resources	教育満足度 Engagement	教育成果 Outcomes	国際性 Environment
1	東京大学	88.5	87.8	99.8	97.1	61.0
2	東北大学	87.4	83.6	99.7	96.8	64.8
3	京都大学	86.8	84.2	99.7	97.0	59.2
= 4	名古屋大学	86.3	80.1	98.4	96.2	68.9
= 4	東京工業大学	86.3	82.2	98.8	96.0	63.7
6	大阪大学	86.1	80.4	99.0	97.0	64.9
7	九州大学	85.1	79.1	98.7	95.3	64.4
8	北海道大学	82.8	75.5	98.2	95.6	59.1
9	筑波大学	81.7	72.2	99.1	86.4	70.1
10	早稲田大学	75.9	52.9	99.5	91.2	72.9
11	慶應義塾大学	75.4	60.7	99.4	96.5	45.0
12	広島大学	75.2	66.7	97.6	76.2	57.5
13	神戸大学	74.4	65.8	94.0	83.2	52.4
14	一橋大学	72.4	49.2	97.8	87.1	67.9
15	国際基督教大学	71.8	52.2	98.7	64.5	83.9
16	千葉大学	70.6	64.5	96.0	67.0	47.9
17	長岡技術科学大学	69.8	63.5	86.9	59.6	69.6
18	上智大学	69.1	42.9	98.6	64.9	88.8
19	金沢大学	68.6	67.0	93.7	60.2	—
20	国際教養大学	67.9	45.6	99.9	63.6	74.4
21	岡山大学	67.7	63.6	92.4	62.8	43.3
22	立命館大学	67.5	49.2	97.0	65.7	65.4
23	会津大学	66.3	60.3	87.4	42.8	75.8
= 24	立命館アジア太平洋大学	65.4	—	96.1	59.3	100.0
= 24	首都大学東京	65.4	60.7	84.6	64.1	47.0
26	熊本大学	65.3	66.1	82.6	61.1	—
27	東京外国語大学	64.9	—	95.7	54.5	87.5
= 28	九州工業大学	64.1	55.4	87.4	60.0	51.8
= 28	長崎大学	64.1	63.9	80.8	55.9	47.4
30	新潟大学	64.0	61.3	87.1	60.4	—
= 31	東京農工大学	63.5	67.6	67.3	63.1	47.9
= 31	東京理科大学	63.5	51.5	94.4	68.1	—
33	横浜国立大学	63.4	52.6	84.7	62.5	55.2
34	明治大学	63.3	45.1	98.3	59.6	54.0
35	同志社大学	63.2	43.2	97.5	60.9	57.8
36	東京海洋大学	63.0	60.6	75.2	59.9	52.4
37	豊橋技術科学大学	62.6	70.4	62.2	55.6	53.3
38	東京医科歯科大学	62.3	87.9	51.2	37.0	51.3
39	お茶の水女子大学	61.9	62.2	80.2	45.2	52.0
40	関西学院大学	61.5	—	94.9	59.2	63.2
41	山口大学	61.2	55.3	84.3	57.6	—
42	福井大学	60.8	67.5	71.3	52.9	—
= 43	電気通信大学	60.7	61.6	69.3	53.9	53.0
= 43	山形大学	60.7	56.0	88.3	55.5	—
45	信州大学	60.3	60.0	77.1	56.4	—
46	神田外語大学	60.1	—	94.0	52.9	71.9
47	大阪市立大学	60.0	64.4	65.9	59.8	—
48	福岡女子大学	59.8	48.6	73.6	42.7	85.7
49	埼玉大学	59.7	51.3	73.6	57.0	60.2
50	青山学院大学	59.5	42.0	94.7	56.8	47.3

※順位横の「=」表記は、同順位であることを示しています。

出典：株式会社ベネッセホールディングス 2017年3月30日配付資料等から作成

## THE世界大学ランキング 日本版 【分野別順位】

教育リソース Resources		教育満足度 Engagement		教育成果 Outcomes		国際性 Environment	
順位	大学名	順位	大学名	順位	大学名	順位	大学名
1	東京医科歯科大学	1	国際教養大学	1	東京大学	1	立命館アジア太平洋大学
2	東京大学	2	東京大学	=2	京都大学	2	大阪経済法科大学
3	京都大学	=3	京都大学	=2	大阪大学	3	東京国際大学
4	東北大学	=3	東北大学	4	東北大学	4	麗澤大学
5	浜松医科大学	5	早稲田大学	5	慶應義塾大学	5	上智大学
6	東京工業大学	6	慶應義塾大学	6	名古屋大学	6	東京外国語大学
7	豊田工業大学	7	筑波大学	7	東京工業大学	7	福岡女子大学
8	大阪大学	8	大阪大学	8	北海道大学	8	山梨学院大学
9	名古屋大学	9	東京工業大学	9	九州大学	9	国際基督教大学
10	札幌医科大学	=10	九州大学	10	早稲田大学	10	北陸大学
11	九州大学	=10	国際基督教大学	11	一橋大学	11	亜細亜大学
12	滋賀医科大学	12	上智大学	12	筑波大学	12	会津大学
13	兵庫医科大学	13	名古屋大学	13	神戸大学	13	国際教養大学
14	奈良県立医科大学	14	明治大学	14	広島大学	14	神戸国際大学
15	旭川医科大学	15	北海道大学	15	東京理科大学	15	明海大学
16	北海道大学	16	一橋大学	16	千葉大学	16	聖学院大学
17	大阪医科大学	17	広島大学	17	立命館大学	=17	早稲田大学
18	福島県立医科大学	18	同志社大学	18	上智大学	=17	名古屋経済大学
19	日本医科大学	19	立命館大学	19	金沢工業大学	19	神田外国語大学
20	筑波大学	20	立命館アジア太平洋大学	20	国際基督教大学	20	京都外国語大学

※順位横の「=」表記は、同順位であることを示している。 出典：株式会社ベネッセホールディングス 2017年3月30日配付資料等から作成

(参考)過去の答申について

# 「学士課程教育の構築に向けて」

## 中央教育審議会答申の概要

### 1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における3つの方針の明確化等を進める必要がある。

### 2. 主な内容

#### 【現状・課題】

#### 【改善方策の例】

#### (1) 学位授与の方針について

- ・他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない

- ・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・国は学士力に関し、参考指針を提示

#### 【学士力に関する主な内容】

1. 知識・理解（文化、社会、自然等）
2. 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等）
3. 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任等）
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

#### (2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘

- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

#### (3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化

- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

#### (4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）は普及したが、教育力向上に十分つなげられていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠

- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

# 各専攻分野を通じて培う学士力 ～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～

(「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日中央教育審議会答申)より)

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

## 1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

## 2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル  
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー  
情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力  
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

## 3. 態度・志向性

- (1) 自己管理力  
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ  
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力  
卒業後も自律・自立して学習できる。

## 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

資料: 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)

# 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 概要(抜粋)

(中央教育審議会 平成23年1月31日答申)

## キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

### 1. 若者の現状・・・大きな困難に直面

産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化等、社会全体を通じた構造的問題が存在。

#### ◆「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・ 完全失業率 約9%
- ・ 非正規雇用率 約32%
- ・ 無業者 約63万人
- ・ 早期離職 高卒4割、大卒3割、短大等卒4割

#### ◆「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・ コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の低下
- ・ 職業意識・職業観の未熟さ
- ・ 進路意識・目的意識が希薄な進学者の増加



若者個人のみの問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要。

その中で、**学校教育は、重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していかなければならない。**

### 2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

#### キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

- **幼児期の教育から高等教育まで、発達段階に応じ体系的に実施**
- **様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力(注2)を中心に育成**

#### 職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

- **実践的な職業教育を充実**
- **職業教育の意義を再評価することが必要**

#### 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成(社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者等)を支援する機能を充実することが必要

家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と連携  
各界が各々役割を發揮し、一体となった取組が重要

(注1) キャリア: 人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(注2) 基礎的・汎用的能力: ① 人間関係形成・社会形成能力 ② 自己理解・自己管理能力 ③ 課題対応能力 ④ キャリアプランニング能力

# 高等教育におけるキャリア教育・職業教育

## 1. 課題と基本的な考え方

### (1) 課題

- ・ 高等教育進学率は約8割に達し、多くの若者にとって、社会に出る直前の教育段階。社会・職業への移行を見据えた教育の改善・充実
- ・ 実践的な職業教育の充実や生涯学習ニーズを含む多様なニーズへの対応

### (2) 基本的な考え方

#### [キャリア教育]

- ・ **自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に必要な能力や態度を、専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく**
- ・ キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的な教育の展開
- ・ 体験的な学習活動の効果的な活用

#### [職業教育]

- ・ **自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開**
- ・ 各教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実
- ・ 産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力の共有と、職業に必要な能力を育成する教育の充実

## 2. 各高等教育機関における推進の主なポイント

### 大学・短期大学

- ・ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備（設置基準改正。平成23年度から実施）を踏まえた取組の実施
- ・ 各大学・短期大学の機能別分化の下、養成する人材像・能力を明確化した職業教育の充実、実践的な教育の展開
- ・ 生涯学習ニーズ等への対応

### 高等専門学校

- ・ 発達の段階に応じたきめ細かいキャリア教育の段階的实施
- ・ 専攻科の位置付けの明確化と大学院接続の円滑化の検討
- ・ 専攻科所定単位取得者に対する学位授与の円滑化の検討

### 専門学校

- ・ 早期から十分な職業理解や目的意識を持たせた上での一人一人のキャリア形成支援
- ・ 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

## 3. 職業実践的な教育に特化した枠組み

①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用を念頭に今後詳細に検討

企業等と密接な連携を図り、最新の実務の知識・経験を教育内容・方法に反映

- 〈教育課程〉 企業等との連携による編成・改善
- 〈授業方法〉 演習型授業(実験・実習・実技等)を多く実施
- 〈教員資格〉 実務卓越性を重視

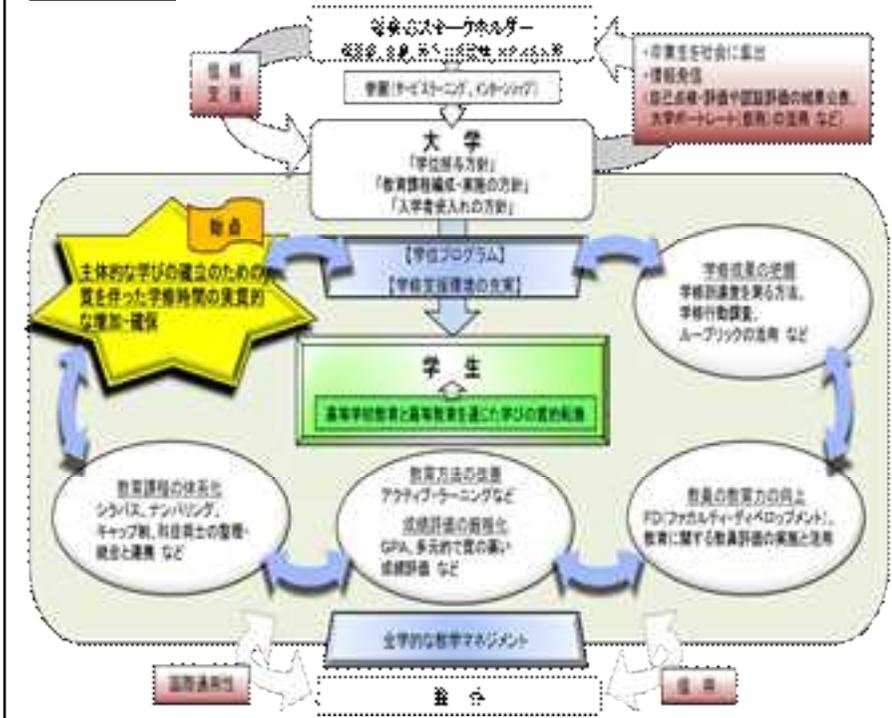
新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～  
(平成24年8月28日 中央教育審議会答申)

◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。

学士課程教育の質的転換

- 主体的な学修時間の増加・確保を始点とした、学士課程教育の質的転換のための好循環を作り出すことが必要。
- 教員中心の授業科目の編成から組織的・体系的な教育課程への転換が必要。



今後の具体的な改革方策

大 学

- 大学の学位授与方針(育成する能力)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、
  - ・体系的な教育課程(P)
  - ・教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D)
  - ・アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)の活用による学生の学習成果、教員の教育活動等の評価(C)
  - ・教育課程や教育方法等の更なる改善(A)
 という改革サイクルを確立する。

